

学校の「更新等の適否の判断」の一般原則に係る補足資料

1 一般原則の判断要素

		「更新する」と判断する要素	「更新しない」と判断する要素
a	校舎等の目標耐用年数及び劣化診断の結果	良好でなかった場合 (長寿命化の実現性が低い)	良好であった場合 (長寿命化の可能性がある)
		十二小	十三小 一中 二中
b	更新施設の時期的集中の状況	他の施設と更新時期が分散し、財政負担や実務的対応等の面から更新時期を先延べする必要がないと判断した場合	他の施設と更新時期が集中し、財政負担や実務的対応等の面から更新時期を先延べする必要があると判断した場合
c	近隣施設の状況 ※半径1,000m範囲にある施設	近隣施設の目標耐用年数到来が近く、その機能を当該校に統合して設置できる可能性が高い場合	近隣施設の目標耐用年数到来までしばらくの期間があり、その施設の目標耐用年数到来を待って当該校の更新を行うことが望ましいと判断した場合
			十二小 十三小
d	将来的な統合の可能性 ※学校に関する統合	低い場合 (統合を考慮せずに更新できる)	高い場合 (統合を考慮しつつ更新を検討する必要がある)
		十三小 一中 二中	十二小
e	児童・生徒数が減少する時期	近付いている場合 (更新を契機に統合する可能性を検討できる)	近付いていない場合 (時期を考慮しつつ更新を検討する必要がある)
		十三小	十二小 一中 二中

※中学校は、推進計画で近隣施設との複合化を前提にするものとしておらず、便宜上、近隣施設の状況を除いた項目で検討

※各項目内のかつこ書きは、あくまで補足的位置づけであり、個別の学校が必ずしも該当するとは限らない。